

平成29年度ひらかわ婚活事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、地域の団体が一体となって、結婚を希望する独身の男女に、出会いの場の提供等の支援をすることにより、少子化対策や定住促進に資するため、団体が行う婚活事業に要する経費について、平成29年度の予算の範囲内において、当該団体に対し、ひらかわ婚活事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、それぞれ次のとおりとする。

（補助対象経費）婚活事業に要する次の経費

- ・手数料 ・消耗品 ・借上料 ・研修会費 ・広告宣伝費 ・印刷費
- ・使用料 ・通信運搬費 ・その他市長が認める経費

（補助金額）1事業につき500千円以内

(申請書等)

第3 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第3条第1項の規定により次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書（規則様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（規則様式第2号）
- (2) 収支予算書（規則様式第3号）
- (3) 市長が必要と認める書類（当該団体の定款、規約等）

(補助金の交付の方法)

第4 補助金は、概算払いにより交付する。

(補助金の交付請求)

第5 補助金の支払は、補助金（概算払）請求書（様式第4号）の提出により行うものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は4月30日のいずれか早い期日までに次に掲げる事項を記載した実績報告書（様式第5号）の提出により行うものとする。

- (1) 事業実績書（規則様式第6号）
- (2) 収支精算書（規則様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成29年9月15日から施行する。